

氏名・住所変更の手続きについて

組合員及び被扶養者の氏名を変更した場合や、組合員及び被扶養配偶者の住所を変更した場合には、「氏名・住所・振込先変更申告書」に記入の上、お勤めの市町村等の共済担当課を経由して共済組合へ提出してください。

なお、氏名の変更の場合は、新たに組合員証等を交付しますので、変更前の組合員証等については返却いただきますようお願いいたします。

また、金融機関においても速やかに口座名義の変更手続きをお願いいたします。共済組合の登録氏名と給付金等受取口座に指定されている口座名義が相違する場合は、共済組合からの給付金等の振込みが遅延することがありますので、御留意ください。

⇒ [様式ダウンロードについてはこちら](#)